

おいしい水づくり推進懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 「第2次おいしい水づくり計画」(以下「計画」という。)の各種施策の取組や進捗について、おいしい水を期待するお客様の客観的な意見や助言等を得るため、お客様や学識経験者によって構成する「おいしい水づくり推進懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

なお、本懇話会は、地方公営企業法第14条の規定に基づき、条例により設置された附属機関ではない。

(構成員)

第2条 懇話会は、学識経験者及び千葉県営水道のお客様からなる16名以内をもって構成する。

- 2 構成員は、千葉県企業局長(以下「局長」という。)が依頼する。
- 3 構成員の任期は、3年以内とする。ただし、構成員が欠けた場合における、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 構成員は、再任することができる。

(役割)

第3条 懇話会の構成員は、次の事項について意見や助言をする。

- (1) 計画に掲げる施策に関すること。
- (2) 水質目標の検討に関すること。
- (3) その他、計画に関すること。

(懇話会)

第4条 懇話会は、必要に応じ局長が招集する。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、懇話会の進行を行う。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を局長に求めることができる。

(事務局)

第6条 懇話会の事務局は、千葉県企業局水道部計画課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月2日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。